

一人ひとりが尊重され、心豊かに
つながりあうまちづくりをめざして

目的

- 一人ひとりの人権を尊重できる仲間づくり
- 支えあい、つながりあう仲間づくり、地域づくり
- 一人ひとりの思いや願いの実現をめざす地域づくり



今年度の学習のテーマ

障がいのある人も暮らしやすいまちづくり

目的

- 障がいのある人の気持ちに寄り添い、自分自身の問題として捉えてみましょう。
- 様々な障がいがあることを知り、いろいろな考え、意見を聞くことによって、障がいのある人も障がいのない人も安心して生きるということについて考えてみましょう。



話し合いのルール

参加

積極的に参加しましょう

尊重

一人ひとりを尊重しましょう

守秘

参加者の個人的な経験談はこの場において帰りましょう

<アドバイザーになってみよう>

お悩み① 相談者 33歳 男性



私は車いすを使って生活しています。心がけて外出するようにしたいと思っています。最近、近所のある公共施設に行くのですが、よく障がい者専用の駐車場に車が置いてあって困っています。それも私の知っているAさんの車です。Aさんはハートフル駐車場<資料1>や障がい者等用駐車場<資料2>について知っているのでしょうか……？

お悩み② 相談者 78歳 女性



私は脳血栓の後遺症で、身体にマヒが残っています。時々、知人の方に身の回りのお手伝いをさせていただいていますが、その方の言葉に胸を痛めることがあります。先日も「一人で入浴できないなんてかわいそう……」と言われ、悲しい気持ちになりました。障がいがあるということで不自由なこともあります。一方的に同情されるとつらく感じます。自分の気持ちを相手に伝えることもできず、悩んでいます。どうしたらよいのでしょうか？

お悩み③ 相談者 26歳 男性



私はLD（学習障がい）<資料3>があり、会議で大事なことを忘れないようにメモをとりますが、書くことに必死になりすぎて、会議の内容が分からなくなることがよくあります。後で会議の内容を周りの人に聞くことが多いので、周りの人から、「もっと要領よく、メモを取ればいいのに」と言われてしまいますが、私にとって要領よくメモを取ることはとても難しく、周りの人に理解してもらえなくて困っています……。

話し合ってみましょう

- 1 どのお悩みのアドバイスについて話し合うのか決めましょう。
(①~③のお悩みの中から1つ選んでください。)
- 2 相談者の悩みや願いはどんなことなのか考えてみましょう。
- 3 みんなでアドバイスを考えてみましょう。

<考え方のヒント>

- ・周りの人が出来ることはどんなことがあるのでしょうか？
- ・地域や関係機関で出来ることについても考えてみましょう。

<資料1>

ハートフル駐車場利用証制度について

ハートフル駐車場利用証制度とは、県と協定を結んだ施設に専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を設けてもらうとともに、障がいや難病などにより歩行が困難な人に「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が優先して利用できるようにする制度です。



<対象者>

- 歩行が困難な人
- 身体・知的・精神障がいや難病により歩行が困難な人
- 発達障がいなどにより歩行に介助者の特別な注意が必要な人
- 要介護・要支援認定を受けた高齢者で歩行が困難な人
- けがにより一時的に歩行が困難な人
- 出産前後（妊娠7ヶ月から産後1年半）で一時的に歩行が困難な人

※「ハートフル駐車場利用証」は役場福祉あんしん課から交付されます。

詳しくは役場福祉あんしん課へお問い合わせください。

<資料2>

障がい者等用駐車スペース



車いす使用者が乗降するためには、広いスペースが必要です。

<資料3>

LD（学習障がい）とは？

学習障がいとは、知能には問題はなく、目も見え、耳も聞こえていて、学習環境や本人の意欲にも問題がないにもかかわらず、「読み書き」や「計算」などの特定の領域の習得や成績にさしさわりがでてしまう障がいです。

学習障がいの原因は、脳内の特定の分野の働きに不具合やアンバランスがあるためだと考えられています。

学習障がいの種類（例えば・・・）

- ◎読字障がい ... ○形の似た文字を間違って読んでしまう（「め」と「ぬ」など）
○単語や文節の区切りが分からなかったり、文末を適当に作って読んでしまう→読んでも内容が理解できない
- ◎書字障がい ... ○黒板の文字を書き写すのが難しい ○句読点がうまく使えない
- ◎計算障がい ... ○九九を暗記できても、応用して掛け算をすることができない
○掛け算ができていても割り算ができない
○物差しや計量器で計測した目盛りを読むのが苦手

障害者差別解消法 (障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

この法律は、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的とし、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を求めています。(平成28年4月1日施行)

この法律が禁止している「障がいを理由とする差別」とは？

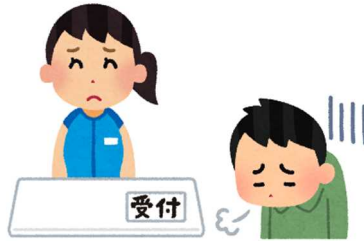
1. 不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりしてはいけません。

不当な取り扱いとは？



- お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。



- スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断われた。



- アパートの契約をするとき、「私は障がいがあります」と伝えたと、障がいがあることを理由にアパートを貸してくれなかった。

2. 合理的配慮の提供

障がいのある人となない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整を行ったり、サービスを提供したりすることを「合理的配慮」といいます。

合理的配慮とは？



- 障がいのある人が交通機関を利用するとき、どの乗り物に乗ったらよいか職員に聞いたら、絵を見せながら説明してくれた。



- 視覚障がいがあると伝えたら、書類内容を読み上げてくれた。



- 車いす利用者が、段差のあるところで手助けを頼んだら、スロープを用意しサポートしてくれた。